

## 浜松市歴史的風致維持向上支援法人の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第34条第1項の規定に基づく、歴史的風致維持向上支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、歴史的風致維持向上支援法人指定申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) すべての役員の名、住所、生年月日及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに法人の事務の分担を記載した書類
- (5) 支援法人の指定を受けようとする事業年度の前年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれに相当すると市長が認める書類
- (6) 支援法人の指定を受けようとする事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれに相当すると市長が認める書類
- (7) 法第35条に定める業務の活動実績を示す書類
- (8) 支援法人指定後の活動に関する計画書

(指定の基準)

第3条 市長は、前条第1項に定める申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第34条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 法第35条に定める業務の活動実績及び活動計画を有していること
- (2) 前号の業務を適正かつ確実に行うことができると認められること
- (3) 浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- (4) 条例第2条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者のいずれかが役員等となっている法人でないこと。

(指定)

第4条 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、歴史的風致維持向上支援法人指定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するとともに、法第34条第2項の規定により当該支援法人の名称、代表者氏名及び事務所の所在地を公示するものとする。

2 前項による指定の期間は、「浜松市歴史的風致維持向上計画」の計画期間とする。

3 市長は、「浜松市歴史的風致維持向上計画」の次期計画を策定した場合には、改めて第2条による申請を受け、同条第1項による指定を行う。ただし、指定番号は従前と同じとする。

(不指定)

第5条 市長は、申請者を支援法人として指定しない場合は、歴史的風致維持向上支援法人不指定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 法第34条第3項の規定による名称等の変更の届出は、歴史的風致維持向上支援法人名称等変更届(第4号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、法第34条第4項の規定により当該支援法人の名称、代表者氏名及び事務所の所在地を公示するものとする。

(業務の報告)

第7条 支援法人は、毎年6月までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業年度の業務に関する活動計画書
- (2) 前年度の業務実績及び決算状況を示す書類

(監督等)

第8条 市長は、支援法人が法第35条各号に掲げられた業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第36条第2項の規定により、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、支援法人が、前条の規定による命令に違反したとき又は第3条第3号及び第4号に該当しないこととなったとき若しくは第2条第1項の申請をしたときに第3条第3号及び第4号に該当していなかったことが明らかになったときは、第4条の指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、浜松市行政手続条例(平成8年浜松市条例第69号)第12条第1項第1号の規定により聴聞を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第36条第4項の規定によりその旨を公示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

事務所の所在地  
申請者 法人の名称  
代表者氏名

歴史的風致維持向上支援法人指定申請書

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条第1項の規定による歴史的風致維持向上支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) すべての役員の名、住所、生年月日及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに法人の事務の分担を記載した書類
- (5) 支援法人の指定を受けようとする事業年度の前年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれに相当すると市長が認める書類
- (6) 支援法人の指定を受けようとする事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれに相当すると市長が認める書類
- (7) 法第35条に定める業務の活動実績を示す書類
- (8) 支援法人指定後の活動に関する計画書

第2号様式（第4条関係）

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

歴史的風致維持向上支援法人指定通知書

年 月 日付けの歴史的風致維持向上支援法人指定申請については、浜松市歴史的風致維持向上支援法人の指定等に関する要綱第3条各号のいずれにも該当すると認められることから、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条第1項の規定により歴史的風致維持向上支援法人として、下記のとおり指定します。

指定番号	
指定年月日	年 月 日
指定期間	指定日から 年 月 日
法人の名称	
代表者氏名	
事務所の所在地	

第3号様式（第5条関係）

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

歴史的風致維持向上支援法人不指定通知書

年 月 日付けの歴史的風致維持向上支援法人指定申請については、浜松市歴史的風致維持向上支援法人の指定等に関する要綱第3条に定める基準に合致しないと認められることから、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条第1項の規定により歴史的風致維持向上支援法人として指定しないこととしたため、同要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

法人の名称	
法人の住所	
代表者	
指定しない理由	

・この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

・処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告(浜松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

・ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

事務所の所在地  
届出者 法人の名称  
代表者氏名

歴史的風致維持向上支援法人名称等変更届

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定年月日・指定番号	年 月 日 第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	